

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘内容	講じた措置																																												
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構 (所管課：商工労働部産業未来創造課)</p> <p>○ 他団体への補助金10件及び工事・施設修繕2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。また、他団体への補助金のうち2件については、交付決定に当たっての支出負担行為が行われていなかった。(本部)</p> <p>・不適正の原因:組織全体の財務規程に対する認識不足</p> <p>・指摘の考え方:支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの</p>	<p>指摘事項全体に共通することとして、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の各業務の担当者及びその上司が、担当業務に関連する財務規程等を十分に認識していなかったことが原因である。</p> <p>このため、補助金交付決定伺や工事修繕伺の一般稟議が決裁になった後に支出負担行為を起案していた。</p> <p>機構の財務規程第28条に基づき、支出負担行為伺書が決裁となった後、その写しを添付して補助金交付決定伺や工事修繕伺の一般稟議を起案することなど正しい手続について、令和5年1月31日に組織内にメールで具体的な支出事務の流れが分かる資料とともに共有し、これと併せて各部署においても口頭で職員に指導を行った。</p> <p>今後、機構内で、新たに担当者となった者や新規採用者に対して財務規程等を個別に指導するためのマニュアルの整備や職場研修等を実施することとし、県も、機構のこれら対策の実施状況を確認して指導していく。</p>																																												
	<p>(1) 他団体への補助金 (一例) 。</p> <table border="1" data-bbox="239 1064 1356 1310"> <thead> <tr> <th>補助金名称</th> <th>交付先</th> <th>補助金額</th> <th>支出負担行為 決裁年月日</th> <th>交付(確定) 決定年月日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門展示会出展補助金</td> <td>株A</td> <td>500,000円</td> <td>R3.8.31</td> <td>R3.8.27</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>フォローアップ補助金</td> <td>株B</td> <td>10,000円 (交付決定)</td> <td>なし</td> <td>R3.4.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10,000円 (確定)</td> <td>R4.2.15</td> <td>R4.2.8</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 専門展示会出展補助金と 同時に交付決定となる。</p> <p>(2) 工事・施設修繕 (一例) 。</p> <table border="1" data-bbox="239 1388 1356 1624"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>請負者</th> <th>請負金額</th> <th>支出負担行為 決裁年月日</th> <th>契約年月日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事</td> <td>C</td> <td>1,298,000円</td> <td>—</td> <td rowspan="2">R4.2.15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>既存間仕切り解体撤去工事</td> <td>520,000円</td> <td>R4.2.22</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事</td> <td>778,000円</td> <td>R4.2.21</td> <td>6日</td> </tr> </tbody> </table>	補助金名称	交付先	補助金額	支出負担行為 決裁年月日	交付(確定) 決定年月日	遅延 日数	専門展示会出展補助金	株A	500,000円	R3.8.31	R3.8.27	4日	フォローアップ補助金	株B	10,000円 (交付決定)	なし	R3.4.28				10,000円 (確定)	R4.2.15	R4.2.8	7日	工事名	請負者	請負金額	支出負担行為 決裁年月日	契約年月日	遅延 日数	発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	C	1,298,000円	—	R4.2.15	—	既存間仕切り解体撤去工事	520,000円	R4.2.22	7日	発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	778,000円	R4.2.21	6日
補助金名称	交付先	補助金額	支出負担行為 決裁年月日	交付(確定) 決定年月日	遅延 日数																																								
専門展示会出展補助金	株A	500,000円	R3.8.31	R3.8.27	4日																																								
フォローアップ補助金	株B	10,000円 (交付決定)	なし	R3.4.28																																									
		10,000円 (確定)	R4.2.15	R4.2.8	7日																																								
工事名	請負者	請負金額	支出負担行為 決裁年月日	契約年月日	遅延 日数																																								
発明協会既存間仕切り解体工事及び遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	C	1,298,000円	—	R4.2.15	—																																								
	既存間仕切り解体撤去工事	520,000円	R4.2.22		7日																																								
	発明協会遮音壁設置・会議室遮音壁新設工事	778,000円	R4.2.21	6日																																									
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構 (所管課：商工労働部産業未来創造課)</p> <p>○ 3階動物飼育室恒温恒湿装置保守点検に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。(とっとりバイオフロンティア)</p> <p>・概要:当該委託業務の最終的な委託額に係る支出負担行為が、業務終了、履行確認の後に行われていた。</p>	<p>機構の担当者及び上司の規程等の認識不足により、業務終了・履行確認の後に、最終的な委託額に係る支出負担行為が行われていたことが原因である。</p> <p>機構の財務規程第28条に基づき、支出の原因となる支出負担行為をしようとする時は支出負担行為伺書の決裁により予算を確保し、支出負担行為決裁日以降に業務履行確認することを令和5年1月31日に口頭で担当者及び上司に周知した。</p> <p>今後、機構内で、新たに担当者となった者や新</p>																																												

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置																		
<ul style="list-style-type: none"> ・当初支出負担行為決裁日：R3. 12. 7 ・当初支出負担行為額：1, 490, 500円 ・最終支出負担行為額：987, 800円 ・最終支出負担行為決裁日：R4. 3. 23 ・業務完了年月日：R4. 3. 16 ・履行検査年月日：R4. 3. 22 ・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていないもの 	<p>規採用者に対して財務規程等を個別に指導するためのマニュアルの整備や職場研修等を実施することとし、県も、機構のこれら対策の実施状況を確認して指導していく。</p>																		
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構 (所管課：商工労働部産業未来創造課)</p> <p>(1) サテライトルーム1 B会議室工事外12件の発注について、発注何を作成していなかった。(本部)</p> <p>(2) サテライトルーム1 B会議室工事外12件の発注について、予定価格調書を作成していなかった。さらにうち5件の工事については予定価格を決定していなかった。(本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足 ・指摘の考え方：予定価格が決定されていないもの及び業者選定が著しく不適正なもの 	<p>機構の担当者及び上司の規程等の認識不足により、発注何を作成せずに見積徴取を行い、また、必要な予定価格調書の作成や予定価格決定を行っていなかったことが原因である。</p> <p>機構の財務規程第49条及び財務規程取扱要領第14条に基づき、見積徴取する際は事前に何を作成して見積徴取した後、予定価格設定を行い、また、必要に応じて予定価格調書を作成するよう令和5年1月31日に口頭で担当者及び上司に周知した。</p> <p>今後、機構内で、新たに担当者となった者や新規採用者に対して財務規程等を個別に指導するためのマニュアルの整備や職場研修等を実施することとし、県も、機構のこれら対策の実施状況を確認して指導していく。</p>																		
<p>(一例)</p> <table border="1" data-bbox="220 1355 1348 1545"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>見積者数</th> <th>請負者</th> <th>予定価格</th> <th>契約金額</th> <th>契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サテライトルーム1 B会議室新設工事</td> <td>3</td> <td>C</td> <td>724, 988 円 (調書なし)</td> <td>724, 988 円</td> <td>R4. 1. 19</td> </tr> <tr> <td>屋外動力メーター交換 (15ヶ所)</td> <td>3</td> <td>D(株)</td> <td>なし (調書なし)</td> <td>699, 600 円</td> <td>R3. 5. 18</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	見積者数	請負者	予定価格	契約金額	契約年月日	サテライトルーム1 B会議室新設工事	3	C	724, 988 円 (調書なし)	724, 988 円	R4. 1. 19	屋外動力メーター交換 (15ヶ所)	3	D(株)	なし (調書なし)	699, 600 円	R3. 5. 18	
工事名	見積者数	請負者	予定価格	契約金額	契約年月日														
サテライトルーム1 B会議室新設工事	3	C	724, 988 円 (調書なし)	724, 988 円	R4. 1. 19														
屋外動力メーター交換 (15ヶ所)	3	D(株)	なし (調書なし)	699, 600 円	R3. 5. 18														
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構 (所管課：商工労働部産業未来創造課)</p> <p>○ 令和3年度公益財団法人鳥取県産業振興機構アトリウム内空調設備設置工事契約について、予定価格の積算を行っていなかった。(本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：参考見積を徴取していたが、予定価格決定者がそれによらず、参考見積と予定価格の関係性が不明確な金額を予定価格としていた。 ・参考見積徴取日：R 3. 4. 5 ・参考見積者：E (株) 	<p>機構の担当者及び上司の規程等の認識不足により、徴取した参考見積の額を元に従来の方法で算出した額を予定価格としていたが、その算出方法が誤っていたことが原因である。</p> <p>財務規程第49条及び財務規程取扱要領第14条に基づき、予定価格決定者は、徴取した参考見積により予定価格を決定することを令和5年1月31日に口頭で担当者及び上司に周知した。</p> <p>今後、機構内で、新たに担当者となった者や新規採用者に対して財務規程等を個別に指導するためのマニュアルの整備や職場研修等を実施することとし、県も、機構のこれら対策の実施状況を確認して指導していく。</p>																		

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積額：7,009,750円 ・予定価格決定日：R 3. 5.18 ・予定価格：6,564,800円（税込） ・入札日：R 3. 5.26 ・落札（契約）額：3,847,800円（税込） ・不適正の原因：担当者及び上司の財務規程等に対する認識不足 ・指摘の考え方：予定価格の積算が著しく不適正なもの 	
<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構 （所管課：商工労働部産業未来創造課）</p> <p>○ 3階動物飼育室恒温恒湿装置保守点検に係る委託契約について、契約書を作成していなかった。（とっとりバイオフロンティア）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要：点検業務が終了するまで、委託料の金額が確定できないことから、契約を締結することが難しいとして、契約書を作成していなかった。</p> <p>・委託相手：（株）F（1者随契）</p> <p>・当初支出負担行為決裁日：R 3. 12. 7</p> <p>・当初支出負担行為額： 1,490,500円（見積額） （予定価格：1,681,000円） （支出負担行為の伺の記載）</p> <p>ただし、点検時に、消耗品の摩耗や消費がそれほど激しくないことが判明した場合には、請求額が見積額より低くなる可能性がある。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正の原因：組織全体の財務規程に対する認識不足 ・指摘の考え方：契約書を作成すべきもので契約書がないもの 	<p>機構の担当者及び上司の規程等の認識不足により、点検業務が終了するまで委託料の金額が確定できないことから契約締結が難しいとして、契約書を作成していなかったことが原因である。</p> <p>機構の財務規程第45条に基づき、徴取した見積書により契約を締結し、業務終了後に増額・減額が発生した際には精算処理を行うことを令和5年1月31日に口頭で担当者及び上司に周知した。</p> <p>今後、機構内で、新たに担当者となった者や新規採用者に対して財務規程等を個別に指導するためのマニュアルの整備や職場研修等を実施することとし、県も、機構のこれら対策の実施状況を確認して指導していく。</p>
<p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会 （所管課：地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課）</p> <p>○ 公益財団法人鳥取県スポーツ協会運営費補助金について、交付要綱の補助対象経費に誤りがあった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・概要：補助金交付要綱別表で補助対象経費となる人件費は、「会長の報酬、事務局職員の報酬、競技力向上のために配置される職員の報酬及び施設管理部門に兼務配置される職員」と規定されているが、県は専務理事、理事、評議員及び監事の報酬を含めた人件費を補助対象として予算</p> </div>	<p>補助金交付要綱において人件費の補助対象となる役職を限定列挙としていることについて、県担当者及び上司の認識が不足していたこと、また、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）において要綱に記載のない役職を含め交付申請することが不適切であるとの認識が不足していたことが原因である。</p> <p>補助対象経費となる人件費について、令和5年3月6日付けで「会長の報酬」から「評議員、理事及び監事の報酬」へと、交付要綱を改正した。</p> <p>なお、当該監査結果の周知と併せ、本事案を含め協会の規程等の再点検など適正な事務手続に向けた注意喚起を行った。</p>

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
<p>措置しており、予算措置に合った要綱改正を行っていなかった。</p> <p>(経緯)</p> <p>H17: 補助事業を創設し、専務理事報酬は事務局職員人件費として予算措置し、交付要綱の補助対象経費でも事務局職員の人件費とし、専務理事報酬は明記されていなかった。</p> <p>H18: 会長の報酬を新たに予算措置し、要綱を改正して補助対象経費とした。</p> <p>H24: 理事、評議員報償費を新たに補助対象経費として予算措置※</p> <p>H26: スポーツに関する事務が教育委員会から知事部局(スポーツ課)へ移管理事、評議員報償費を報酬へ変更</p> <p>H27: 監事謝金を新たに報酬として予算措置※</p> <p>※交付要綱を改正しなかった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象人件費: 96,941,105円(うち補助対象外人件費: 専務理事報酬3,559,968円、理事、評議員、監事報酬804,000円) ・不適正の原因: 県所管課の担当者及び上司の認識不足 ・指摘の考え方: 補助金事務に関し著しく不適正なもの 	
<p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会 (所管課: 生活環境部緑豊かな自然課)</p> <p>(1) 物品亡失報告書を提出していなかった。 (布勢総合運動公園)</p> <p>(2) 物品損傷報告書を提出していなかった。 (布勢総合運動公園)</p> <p>(1) 物品亡失報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要: 県から借り受けている物品6点について、県が実施した物品確認の際に現物が確認できなかった。亡失した日が不明のため、県は物品確認を行ったR2.10.2に亡失したものとしたが、指定管理者は物品確認の結果報告をもって報告が完了したとの認識で、物品亡失報告書を提出していなかった。 当該物品に係る貸付変更契約は、R4.2.16及びR4.8.15に締結した。 ・不適正の原因: 担当者の契約の認識不足及び上司の確認不足 ・指摘の考え方: 借受物品の管理の事務手続 	<p>協会の担当者の物品貸付契約内容の認識不足並びに副査及び上司による確認が不十分であったことが原因である。</p> <p>協会においては、物品の亡失・損傷事故が起こった場合、物品亡失(損傷)報告書を提出することを周知徹底した。</p> <p>県は、令和4年12月22日付けで、当課所管施設の指定管理者宛に、物品亡失損傷時に必要な手続について、改めて周知徹底を行った。</p>

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容		講じた措置																																															
<p>が著しく不適正なもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>取得価格 (円)</th> <th>取得年月日</th> <th>耐用 年数</th> <th>亡失の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線機</td> <td>4</td> <td>642,720</td> <td>H 8. 5. 2</td> <td>10</td> <td>誤って廃棄した</td> </tr> <tr> <td>携帯型基地設備</td> <td>1</td> <td>138,020</td> <td>H 8. 4. 25</td> <td>10</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>練習用投てき囲い</td> <td>1</td> <td>1,575,000</td> <td>H17. 4. 28</td> <td>3</td> <td>H29 更新時に手続せずに廃棄した</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 物品損傷報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 概要：県から借り受けているバスケットゴールが、R 3. 3. 2に1基、R 3. 6. 4に2基、いずれも突風による転倒で損傷した。県には2回とも口頭で報告したが、物品損傷報告書を提出する必要があるという認識がなく、提出していなかった。 不適正の原因：担当者の契約の認識不足及び上司の確認不足 指摘の考え方：借受物品の管理の事務手続が著しく不適正なもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>取得価格 (円)</th> <th>取得日</th> <th>耐用 年数</th> <th>損傷年月日</th> <th>県への報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バスケットゴール</td> <td>1</td> <td>315,000</td> <td rowspan="2">H18. 5. 10</td> <td>3</td> <td>R3. 3. 2</td> <td>R3. 3. 2 (口頭)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>630,000</td> <td>3</td> <td>R3. 6. 4</td> <td>R3. 6. 4 (口頭)</td> </tr> </tbody> </table>		品名	数量	取得価格 (円)	取得年月日	耐用 年数	亡失の理由	無線機	4	642,720	H 8. 5. 2	10	誤って廃棄した	携帯型基地設備	1	138,020	H 8. 4. 25	10	〃	練習用投てき囲い	1	1,575,000	H17. 4. 28	3	H29 更新時に手続せずに廃棄した	品名	数量	取得価格 (円)	取得日	耐用 年数	損傷年月日	県への報告	バスケットゴール	1	315,000	H18. 5. 10	3	R3. 3. 2	R3. 3. 2 (口頭)	2	630,000	3	R3. 6. 4	R3. 6. 4 (口頭)					
品名	数量	取得価格 (円)	取得年月日	耐用 年数	亡失の理由																																												
無線機	4	642,720	H 8. 5. 2	10	誤って廃棄した																																												
携帯型基地設備	1	138,020	H 8. 4. 25	10	〃																																												
練習用投てき囲い	1	1,575,000	H17. 4. 28	3	H29 更新時に手続せずに廃棄した																																												
品名	数量	取得価格 (円)	取得日	耐用 年数	損傷年月日	県への報告																																											
バスケットゴール	1	315,000	H18. 5. 10	3	R3. 3. 2	R3. 3. 2 (口頭)																																											
	2	630,000		3	R3. 6. 4	R3. 6. 4 (口頭)																																											
<p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会 (所管課：生活環境部緑豊かな自然課)</p> <p>○ 貸付契約を締結していなかった。(布勢総合運動公園)</p> <p>概要：県が業者とリース契約している物品(陸上競技場写真判定装置)について、県と指定管理者との間で貸付契約を締結する必要があったが、締結していなかった。前指定管理期間中のH29. 9. 8からH31. 3. 31までは貸付契約を締結していたが、H31. 4. 1からの指定管理期間に係る貸付契約を締結していなかった。</p> <p>なお、県はリース期間終了後のR 4. 4. 1に業者から当該物品の無償譲渡を受け、備品登録した。これにより、県と指定管理者との間で締結している物品等貸付契約を変更する必要があり、貸付変更契約は、R 4. 10. 20に締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース期間：H29. 9. 1～R 4. 3. 31 リース料金：月額235,440円 (R 3リース料：235,440円×12月=2,825,280円) 		<p>指定管理期間の切り替え時に、県所有の物品に係る貸付契約の締結とは別にリース物品の貸付契約が必要であったことを、担当者が失念しており、副査及び上司による確認も不十分であったことが原因である。</p> <p>令和4年10月20日付けで貸付契約を締結した。再発防止に向け、今後は、県及び協会において、担当者、副査及び上司により協定書の内容確認を徹底することとした。</p>																																															

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘内容	講じた措置
<ul style="list-style-type: none"> ・不適正の原因:担当者及び上司の協定書の確認不足 ・指摘の考え方:リース物品に係る契約の事務手続が著しく不適正なもの 	

2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p>1 施設利用料の減免制度について</p> <p>地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課） 生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）</p> <p>・監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理者、補助金等） （指定管理施設：鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園）</p> <p>公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、鳥取産業体育館、鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館及び布勢総合運動公園の各施設（以下「指定管理施設」という。）を指定管理者として管理している。</p> <p>指定管理施設の利用料の減免制度については、県の指定管理者制度担当課が平成17年9月に作成し指定管理施設の所管課に提示した指定管理制度Q&Aで、「現行の減免基準は、県が施策として必要なものを定めています。また、県民へのサービス水準の維持の観点からも、現行の減免項目及び減免率を下回らない利用料金の減免を指定管理者へ実施させる必要があります。」とされている。これに基づき指定管理者の募集に当たって、所管課はQ&Aを定めた当時の減免制度とする募集要項を作成し、指定管理者は県からの承認を得て募集要項どおりの規程を定めて減免している。</p> <p>スポーツ協会が定める指定管理施設の減免規程は、社会参加を目的とする専用利用（貸切りによる利用）の場合、70歳以上の者が利用者のうち2分の1以上の場合には10分の10の減免、利用者のうち2分の1未満の場合には2分の1の減免となっている。このため、専用利用では、70歳以上の利用者が1名でもいれば2分の1の減免となり、70歳以上の利用者がいない専用利用との均衡を失していると考えられる。</p> <p>ついては、この減免制度について、公平性の観点からその妥当性を検討されたい。</p> <p>また、倉吉体育文化会館では、県が体育及び</p>	<p>【地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課】 【生活環境部緑豊かな自然課】</p> <p>平成8年から県営社会体育施設では70歳以上の一般利用について減免措置をしており、平成12年に財政課の使用料・手数料の見直し時に、長寿社会課からの要望により、高齢者のスポーツ・文化・レクリエーション活動等を通じた社会参加の促進を図るため、専用利用についても、障がい者の減免と同様に、利用者のうち対象者が1/2以上の場合には全免、1/2未満の場合には半免とするよう、減免対象が拡大された。</p> <p>平成18年度から指定管理者制度が導入され、減免制度は指定管理者からの承認申請を受けて県が承認する仕組みとなっているが、この従来からの県の取扱いに準じての運用となっている。【両課共通】</p> <p>また、倉吉体育文化会館での県の利用者の一部において、利用直前の取消し、連絡なしに利用しない等のマナーが悪い実態が確認されているが、それに対してペナルティを科す仕組みがないことが原因である。【スポーツ課】</p> <p>70歳以上の専用利用の場合の減免の運用方法等については、関係課（行財政改革推進課、財政課、スポーツ課、緑豊かな自然課、福祉保健課）で協議し、次期指定管理者の選定・更新時期に合わせ検討を進める。【両課共通】</p> <p>また、倉吉体育文化会館で県が利用する場合の減免の運用方法等については、関係課（行財政改革推進課、財政課、スポーツ課）で協議し、次期指定管理者の選定・更新時期に合わせ、令和5年度中に見直しを行い、不適切な利用を行った所属に対し一定のペナルティを課すことも考慮するなど令和6年度から適切な減免の取扱いとなるよう、検討を進める。【スポーツ課】</p>

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>文化に関する活動を推進するために施設を利用する場合、利用料は全額免除と規定されている。一般の利用者が倉吉体育文化会館を利用する場合、予約に当たって利用料を前納し、自己都合で利用を止めた時は、納付済の利用料は返還されない。しかし、県が自己都合で利用しなかった場合、利用料が無料のため前納がなく県に金銭的な負担は発生せず、また、これに伴う金銭的補填もなされていない。このように金銭的な負担が発生しないことから、利用直前の取消し、場合によっては連絡なしに利用しないなど、安易な予約とも受け取られるケースもあり、広く県民をはじめとする他の利用希望者の利用の妨げになっていることも考えられる。なお、類似の文化施設である県民文化会館では、学校等が利用する場合の減免規定はあるが、県が利用する場合の減免規定はない。</p> <p>ついては、県民をはじめとする利用者の機会確保の観点から、また、本施設は公募による指定管理施設であることから、より多くの受託希望者による競争性を確保するため、収入の不安定要素を少なくし、より安定的に運営できるよう配慮が必要と考えられることから、県が利用する場合の減免制度の見直しを検討されたい。</p>	
<p>2 取組事例の県民への情報公開について 商工労働部（所管課：産業未来創造課） ・監査対象：公益財団法人鳥取県産業振興機構（出資、指定管理者、補助金等） （指定管理施設：とっとりバイオフロンティア）</p> <p>公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内中小企業等の経営基盤の強化、技術及び経営の革新、人材の育成及び産学官の連携促進等を支援することにより、県内における新たな産業の創出を促進するとともに、地域経済の活性化を図り、もって鳥取県の産業の発展に寄与することを目的として活動している。</p> <p>機構の事業には、受注促進・販路開拓、人材育成、新分野進出、起業・創業、専門家派遣、知的財産、事業再生・事業承継等の支援があり、県内中小企業を多様なメニューにより支援しているところである。</p> <p>機構では、賛助会員等には、メーリングリストを活用して、セミナー、研修商談会の開催案内等の情報提供を定期的に行っている。また、令和4年7月には、容易に機構の事業内容等が検索できるようホームページをリニューアルするなど情報発信に取り組んでいる。しかしな</p>	<p>具体的な事業の取組や成果については、企業の機微情報もあるため積極的には情報公開を行っていなかったことが原因である。</p> <p>機構においては、関係企業の機微情報に十分配慮しつつも、企業側の了解を得て、事業の取組や成果を積極的にホームページやメールマガジンで情報発信すること、及び県にも適宜情報共有の上、県と機構が連携・協力しながら周知を図ることについて確認し、共通認識を得た（令和4年12月に県と機構で確認した）。</p> <p>また、ホームページやメールマガジンを活用した情報発信以外にも、機構本部アトリウムにて来訪者向けに関連企業の製品を展示し活動を周知するなど、情報発信の方法を広げていくべく努めていく。</p>

令和3年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

意見内容	講じた措置
<p>がら、具体的な取組内容の実績、成果については限定的な公開にとどまっているように見受けられる。</p> <p>については、県として機構と協力しながら関係企業の機微情報等には配慮した上で、具体的な事業の取組の成果、実績を積極的に県、機構それぞれのホームページで行うなど様々な方法により情報公開し、広く周知を行われたい。</p>	